

(2013年1月4日現在)

1. 商品名	財形年金預金
2. ご利用いただける方	当行と財形貯蓄契約を締結している企業等に勤務されている方で、契約時年齢が満55歳未満の方 ※お一人さま1契約で、1金融機関に限ります。
3. お預入れ期間	・積立期間は5年以上（年1回以上の預入が必要です。）とします。 ・年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	・給与または賞与からの天引きで定期的にお預入れいただきます。 ・お預入れ分は、お預入れの都度、1口ごとに期日指定定期預金（最長預入期限3年、据置期間1年）として運用し、満期日に自動継続されます。 ただし、預入日または継続時から年金元金計算日（年金受取開始日の3か月前）までの期間が1年未満のときは、年金元金計算日までスーパー定期またはスーパー定期300として運用いたします。
(2) お預入れ金額	1口1円以上
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3か月毎にご指定の口座に振り込みます。 ・受取日は1日から28日の間でご指定ください。
6. 利息	
(1) 適用金利	各預入時または継続時の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用いたします。
(2) 利払頻度	各個別預金の満期日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	①期日指定定期預金 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年複利の方法により計算いたします。 ②スーパー定期、スーパー定期300 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	・財形住宅預金と合算で、マル財枠550万円（元利合計）を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、超えた時点以降の元本全額の利子について20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる特約事項	—
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	・個別預金の解約が満期日前になる場合は、個別預金の中途解約の取扱いに準じます。 ・期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 ・全額解約のみ可能で、一部解約はできません。
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	・事業主さまと当行との契約、および従業員さまと事業主さまとの契約が必要となります。 ・年1回以上のお預入れがない場合等、財形要件を満たさない事由が発生した場合は課税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 ・年金以外でお引出しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772